

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若杉福社会（以下「法人」という。）のコンプライアンスに関する基本的事項を定めることによりコンプライアンスの確立とその適切な運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 法人におけるコンプライアンスとは、法人に勤務するすべての職員が次の各号を熟知行動することをいう。

- (1) 法令
- (2) 関係通知
- (3) 法人の規定（法人諸規定等）
- (4) 社会規範・社会的良識

(基本方針)

第3条 法人は、経営の基盤をなすことを認識し、社会福祉事業上求められる法令、諸規定の遵守社会規範、社会良識に則して行動しなければならない。

(義務)

第4条 役職員は、自らの職務に関する法令等を確実に遵守し職務の遂行をしなければならない。

- 2 役職員は社会規範・社会的良識に則して行動しなければならない。
- 3 役職員は、法令等について正しい知識を習得するよう努めなければならない。
- 4 職員は、法令違反の事実を認識した場合は、担当者に通報相談する等是正に努めなければならない。

(コンプライアンスに関する役職員の責務と責任者)

第5条 役職員は、当法人におけるコンプライアンスの業務遂行において法令及び法人における定款、規則、規程等を遵守し常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

- 2 代表理事を、コンプライアンスの推進について最終責任を負う者とし、コンプライアンス体制及びその整備に係る施策等を統括する。
- 3 不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する。

(コンプライアンス委員会)

第6条 当法人に、コンプライアンス違反事件又はそのおそれのある事象が発生した場合にその原因究明、関係者の処分、再発防止策等を検討するため、コンプライアンス委員会を置く。

- 2 コンプライアンス委員会は、代表理事を委員長とし、役職員及び複数の外部有識者を委員として構成する。
- 3 コンプライアンス委員会は、定例委員会として委員長の招集により毎年3月に開催する。委員長は、必要があると認める場合は、臨時委員会をいつでも招集することができる。

附則

この規程は、令和6年3月30日から施行する。